

岐阜市包括外部監査報告書

平成 12 年度

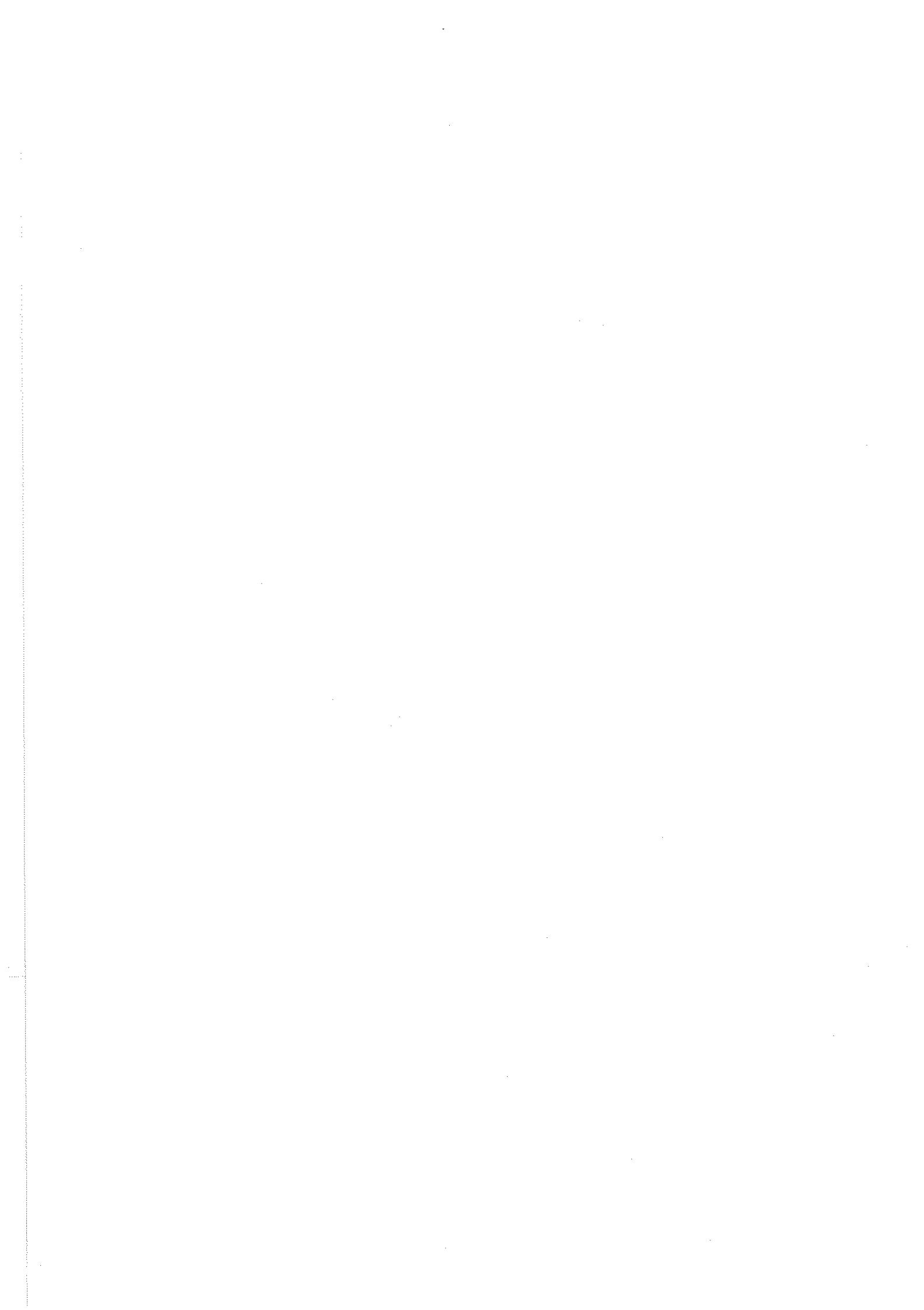
岐阜市包括外部監査人

所 直 好

平成12年度包括外部監査の結果報告書

(外部監査対象)

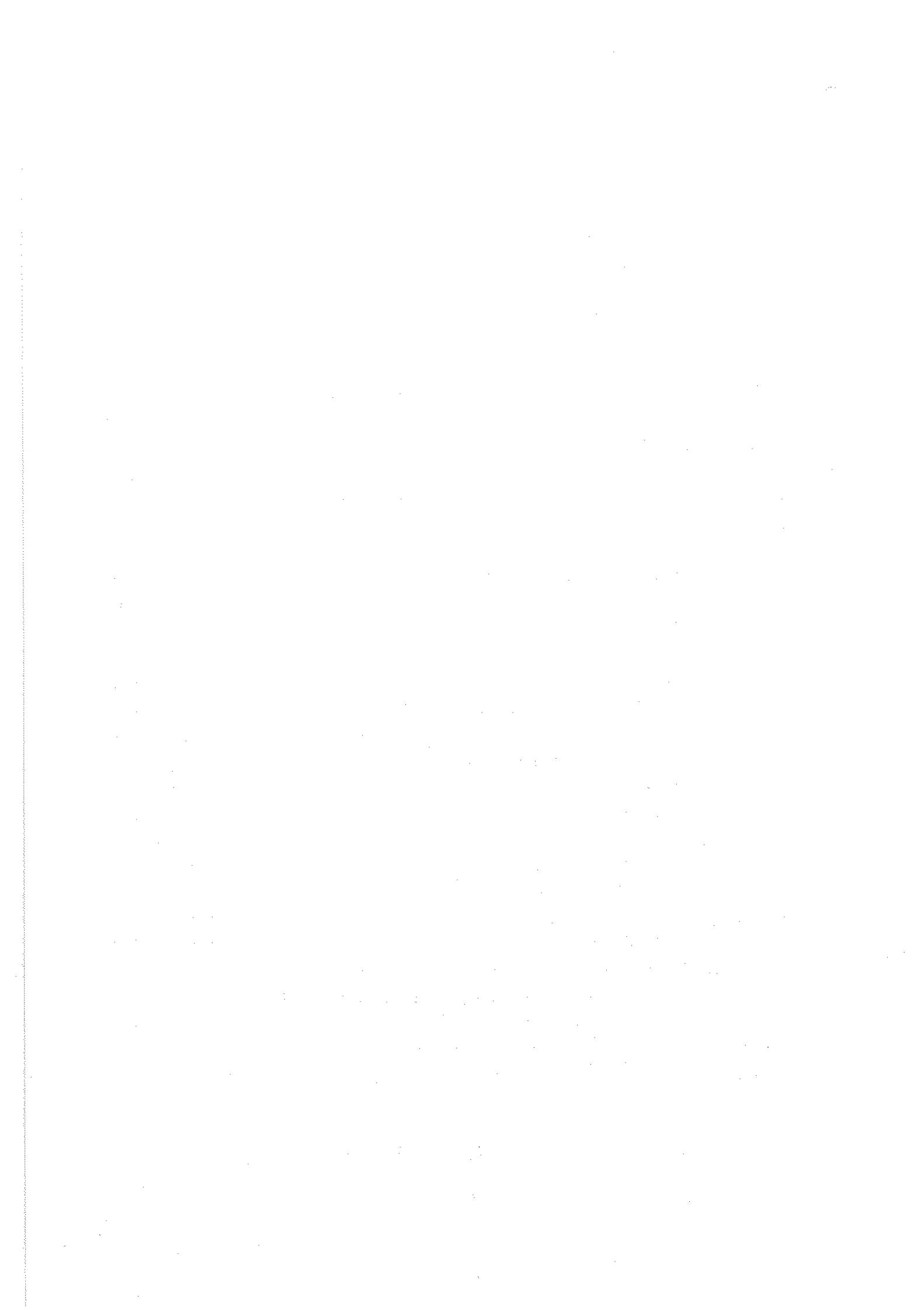
岐阜市信用保証協会



目 次

	頁
第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
(1) 外部監査対象	1
(2) 外部監査対象期間	1
3. 事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	1
(1) 監査の要点	1
(2) 主な監査手続	2
5. 外部監査の実施期間	2
第2 外部監査の結果	3
1. 概要	3
(1) 岐阜市信用保証協会の概要	3
(2) 信用保証・信用保険の仕組み	4
(3) 岐阜市信用保証協会と岐阜県信用保証協会の保証利用状況	5
2. 決算及び保証状況に関する主要数値の推移	6
(1) 決算の推移	6
(2) 保証状況に関する主要数値の推移	8
3. 監査手続実施結果	10
(1) 岐阜市の信用保証協会に対する財政援助の状況	10
(2) 経営効率	11
ア. 経営効率に関する主要数値の推移	11
イ. 保証料の徴収	12
ウ. 経費の支出	12
(3) 保証業務、審査業務	12
ア. 保証に関する事業計画	12
イ. 保証、審査に関する事務	12
ウ. 保証料の算定	13
(4) 代位弁済、求償権の保全、回収、管理業務	13
ア. 被保証人の経営状況の把握	13
イ. 代位弁済、信用保険金の請求ならびに受領に関する事務	13
ウ. 求償権の保全、回収ならびに管理	13
(5) 財務報告	14
第3 利害関係	15

(注) 報告書に記載の表の合計は、端数処理の関係で一致しない場合がある。



包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査対象

岐阜市信用保証協会の経営状況について

(2) 外部監査対象期間

平成11年度

3. 事件（テーマ）を選定した理由

岐阜市は全国的にも数少ない市の信用保証協会を擁している。市の信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づき、市が中心となり、市内の各金融機関の協力によって設立された特殊法人である。市では、その経営基盤の強化のために出捐金や貸付金の運用益等による財政援助を行っている。市は信用保証協会の最大の出捐者であるとともに、その健全経営の維持のため指導・監督の権限の一部を主務大臣から委任されている。

中小企業者の金融の円滑化に資する一方で、長期にわたる景気低迷の影響を受け代位弁済額が急増している。このような状況下で、信用保証協会の経営が効率的に行われているか、また、保証及び回収が適正に行われているかなど、経営状況を調査する必要があると判断し、監査テーマとして選定した。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ・市の信用保証協会に対する財政援助の状況。
- ・財政状態、経営成績は良好か。
- ・設立目的に沿った事業運営が計画的に行われているか。
- ・保証料収入の確保、コストの削減など効率的な経営が行われているか。
- ・保証は所定の手続に従って適正に行われているか。
- ・代位弁済は所定の手続に従って適正に行われているか。
- ・求償権の保全、回収ならびに管理は適正に行われているか。
- ・求償権の分類、償却は適正に行われているか。
- ・財務報告書類は基準に従って適正に作成されているか。

(2) 主な監査手続

(全般)

- ・保証状況（保証債務残高、保証承諾、代位弁済率、回収状況等）、財務および収支の主要計数（経常収入、経常支出、収支差額等）等について、他の信用保証協会等と比較検討する。
- ・市の実質的な財政援助の状況を把握する。
- ・保証状況、財務および収支の主要計数の年度推移について比較検討する。

(経営効率)

- ・保証料の徴収は遅滞なく漏れなく行われているか確かめる。
- ・経費の支出は計画的に効率的に行われているか検討する。

(保証業務・審査業務)

- ・保証に関する事業計画は適切に作成されているか検討する。
- ・保証、審査に関する事務は所定の手続に従い適正に行われているか確かめる。
- ・保証料の算定は適正になされているか確かめる。

(管理業務)

- ・保証債務の管理は所定の手続に従い適正に行われているか確かめる。
- ・被保証人の経営状況の把握は適切に行われているか確かめる。
- ・代位弁済の履行に関する事務は所定の手續に従い適正に行われているか確かめる。
- ・信用保険金の請求ならびに受領に関する事務は所定の手續に従い適正に行われているか確かめる。
- ・求償権の保全、回収ならびに管理は適正に行われているか確かめる。

(財務・会計業務)

- ・財務報告書類が基準、規程等に従って適正に作成されているか検討する。

5. 外部監査の実施期間

平成12年9月5日から平成13年1月12日まで

第2 外部監査の結果

1. 概要

(1) 岐阜市信用保証協会の概要 (平成12年4月1日現在)

(創立)

昭和24年4月28日

(人格)

信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく特殊法人

(目的)

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

(主たる業務)

中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証

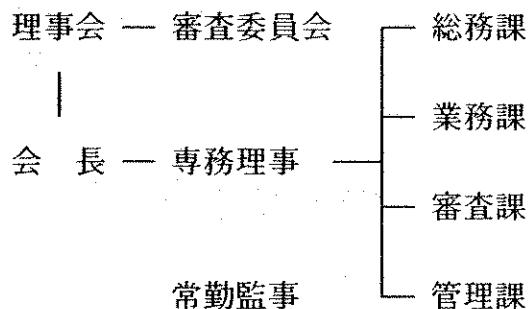
(保証対象者)

岐阜市内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中規模の事業者で、岐阜市内に住所もしくは居所を有する者

(保証金額の最高限度)

中小企業者1社または1人につき2億5千万円(組合等4億5千万円)

(組織機構図)



(役職員数)

常勤役員 3名 (うち市職員OB 2名) 職員 24名

非常勤役員 8名

(事業所所在地)

岐阜市明徳町2番地

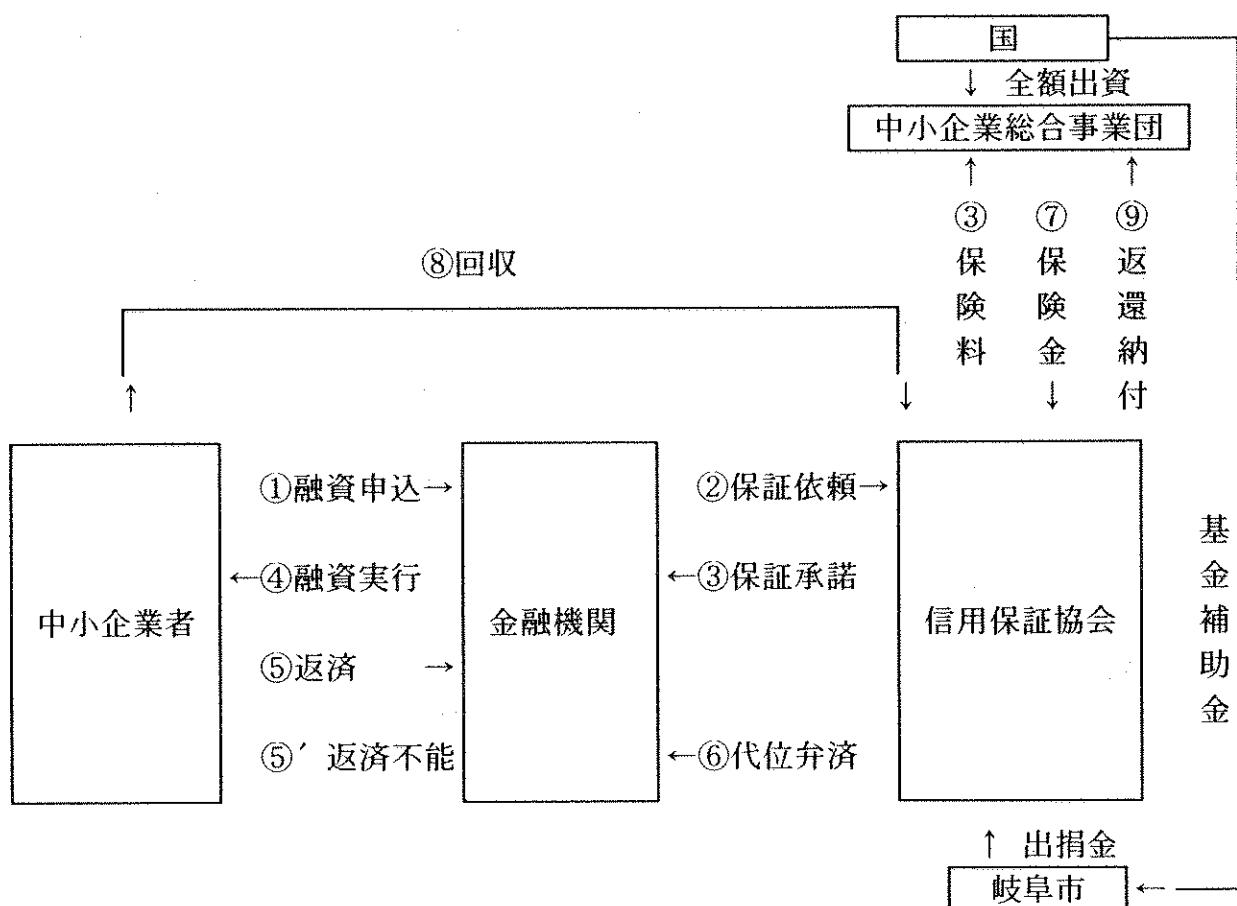
(2) 信用保証・信用保険の仕組み

(信用保証)

信用保証を受けたい中小企業者は、金融機関に保証付融資の申込を行う。その後、金融機関より保証依頼があり申込を受けた信用保証協会は、申込内容を調査・審査して、適當と認められれば、金融機関に対して中小企業者の保証を承諾する。信用保証協会の保証承諾の通知を受けた金融機関は、中小企業者に対して貸付を行う。この際、中小企業者は信用保証協会に所定の保証料を支払う。以後、貸付の条件に従って返済が行われる。もし、中小企業者が返済不能となった場合は、信用保証協会が金融機関へ中小企業者に代わってその金額を支払う（代位弁済）。信用保証協会は、その代位弁済額を当該中小企業者より回収する。

(信用保険)

信用保証協会が保証承諾をした場合、すべて中小企業総合事業団の保険にかかる仕組になっている。この場合、信用保証協会は、中小企業総合事業団に対し保険料を支払う。信用保証協会の保証によって貸付を受けた中小企業者が、所定の期日までに金融機関に対して返済できない場合には、信用保証協会は、中小企業者に代わって金融機関に代位弁済するが、この代位弁済の事実をもって信用保証協会が中小企業総合事業団へ保険金を請求すると、保険種別により代位弁済額の70%～80%の保険金が支払われる。なお、回収した場合は、その都度、保険金受領割合に応じて中小企業総合事業団へ返還納付する。



(3) 岐阜市信用保証協会と岐阜県信用保証協会の保証利用状況

岐阜市信用保証協会の保証制度は、「市内における中小企業者で、市内に住所又は事業所を有し、かつ1年以上同一事業を継続して営んでいる個人、会社及び組合であること」等一定の条件を満たしたもののみ利用することができる。

岐阜市以外に信用保証協会がある市は、横浜市、川崎市、名古屋市と大阪市の4市だけであり、この規模の市としては例外的な存在であるが、繊維産業など岐阜市の中核企業は中小企業が占めているので、その意味で岐阜市信用保証協会の果たしている役割は大きいといえる。

岐阜市信用保証協会と岐阜県信用保証協会（岐阜市該当分）の保証利用状況は、以下のとおりである。

平成11年度

（単位：百万円）

項 目	市 保 証 協 会		県 保 証 協 会	
	件 数	金 額	件 数	金 額
保 証 承 諾	5,814	58,563	2,971	31,330
債 務 残 高	17,197	137,457	10,249	92,920
代 位 弁 済	212	2,828	212	2,055

（「市保証協会・県保証協会対比表」岐阜市信用保証協会より）

（注）1. 県保証協会については、岐阜市該当分のみ

2. 「保証承諾」は、保証の意思決定の表示であり、信用保証書の交付によって保証契約が成立する。「債務残高」は、保証債務の残高であり、金融機関からの貸付実行報告により保証債務に計上され、完済報告、内入返済処理、代位弁済等により保証債務を減少させる。「代位弁済」は、保証債務の履行である。

岐阜市の融資・信用保証制度は政策融資に厚く、保証料を、制度により異なるが一部又は全額補填するなど、市内の中小企業者にとっては、メリットのある制度となっている。

なお、岐阜市の制度融資以外については、岐阜市信用保証協会と岐阜県信用保証協会の選択は、事実上、金融機関の割り振りに任せられている状況である。

2. 決算及び保証状況に関する主要数値の推移

(1) 決算の推移

収支計算書

(単位：百万円)

科 目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
経常収入	1,115	1,042	968	1,116	1,282
(うち保証料)	(807)	(852)	(843)	(995)	(1,183)
経常支出	726	598	598	655	757
(うち業務費)	(233)	(244)	(252)	(269)	(276)
(うち信用保険料)	(379)	(311)	(317)	(359)	(455)
経常収支差額	389	443	369	460	525
経常外収入	1,531	1,550	1,814	2,398	3,373
(うち求償権補てん金戻入)	(788)	(729)	(947)	(1,393)	(2,078)
(うち償却求償権回収金)	(45)	(76)	(52)	(86)	(72)
経常外支出	1,734	1,725	2,052	3,024	3,845
(うち求償権償却)	(989)	(908)	(1,130)	(1,801)	(2,634)
経常外収支差額	△203	△175	△237	△625	△471
金融安定化特別基金取崩額	-	-	-	266	6
当期収支差額	186	268	131	101	60
基本財産繰入額	186	268	131	101	60

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
預け金	19,686	19,887	20,071	21,755	21,171
動産・不動産	49	49	49	49	105
保証債務見返	100,881	103,582	105,668	147,002	137,457
求償権	321	387	554	845	829
雑勘定	217	179	225	353	307
借方合計	121,156	124,085	126,570	170,006	159,871
基本財産	4,113	4,502	4,777	5,459	5,890
(うち金融安定化特別基金)	-	-	-	(439)	(670)
収支差額変動準備金	578	578	578	578	578
責任準備金	614	625	654	910	854
求償権償却準備金	130	189	264	312	354
退職給与引当金	104	96	105	123	116
保証債務	100,881	103,582	105,668	147,002	137,457
借入金	13,402	13,387	13,367	13,878	13,114
雑勘定	1,331	1,123	1,154	1,741	1,505
貸方合計	121,156	124,085	126,570	170,006	159,871

信用保証協会の決算推移の状況および信用保証協会の決算書の特有な勘定科目等の内容は次のとおりである。

a. 「中小企業金融安定化特別保証制度」の決算に及ぼした影響について

平成10年10月に中小企業に対するいわゆる貸し渋り対策として、一般保証とは別枠で、最高5千万円の無担保保証を特徴とする「中小企業金融安定化特別保証制度」が創設された。これによって、10年度1億18百万円、11年度3億31百万円の保証料収入が増加した。しかし、11年度においてすでに8億54百万円の求償権償却が発生している。

「中小企業金融安定化特別保証制度」においては、国からの補助金が市から出捐金として信用保証協会に10年度7億6百万円、11年度2億38百万円投入されている。投入された資金は、基本財産の構成要素として特別に金融安定化特別基金として区分計上されている。

「中小企業金融安定化特別保証制度」に係る特別会計に欠損が生じた場合には同額をその特別基金から取り崩し、特別会計に剩余が生じた場合はこれを特別基金に繰り入れることになっており、平成10年度に2億66百万円、平成11年度に6百万円、特別基金が取り崩されている。

なお、代位弁済の急増に対応するため、全国52すべての信用保証協会は、共同で平成13年4月に求償権の管理・回収のための専門機関を新設し、回収を強化することになっている。

b. 求償権補てん金戻入

中小企業総合事業団からの受取保険金であり、保証債務の増加とそれに伴う代位弁済の増加によって、受取保険金額も増加している。

c. 求償権償却

年度末の求償権のうち、b. の受取保険金と同額の求償権償却を行って帳簿上の求償権を減額し、残りの保険金で補填されない求償権について、信用保証協会の定める基準に従い、償却が行われる。

償却後の求償権（帳簿外）の回収があった場合は、保険金割合に応じて中小企業総合事業団へ納付し、保険で補填されていない自己償却分は償却求償権回収金として経常外収入に計上される。

求償権償却の増加に対し、償却求償権回収金はほとんど横這いで推移しており、收支悪化の主な要因となっている。

d. 責任準備金

「責任準備金」は、一般企業でいう貸倒引当金に相当し、次の算式により、毎年度、経常外収支の部に洗い替えで計上される。

$$\text{期末保証債務} \times 6 \div 1,000 + \text{所定期限 (90日)} \text{ 経過債務} \times 1 \div 10$$

「中小企業金融安定化特別保証制度」による保証債務の急増にともない、責任準備金も増加している。

e. 求償権償却準備金

責任準備金が保証債務についての引当に対して、「求償権償却準備金」は、代位弁済にともなう求償権（資産計上額）について、次の算式により、毎年度、経常外収支の部に洗い替えで計上される。

当年度代位弁済した求償権残高×3.3÷100+前年度代位弁済した求償権残高×6.7÷100+前々年度以前代位弁済した求償権残高×100÷100

求償権の増加にともない、求償権償却準備金も増加している。

f. 基本財産、収支差額変動準備金

基本財産は、市等からの出捐金、金融機関からの負担金、毎年度の収支差額のうち基本財産繰入額の累積である基金準備金およびa. の金融安定化特別基金からなっている。11年度の貸借対照表の基本財産構成比率は、全国平均が2.89%に対して市は3.68%となっている。

出捐金は、寄付金的であるが、信用保証協会が解散した場合には、残余財産分配請求権があるため出資金的性格も持っている。

収支差額変動準備金は、収支差額の一部について基本財産に繰り入れず、将来の収支悪化に備えるための利益留保性の準備金であり、基本財産と収支差額変動準備金の合計額が信用保証協会の正味財産である。

(2) 保証状況に関する主要数値の推移

(単位：百万円、%)

項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
保証債務平均残高（市）	97,313	101,568	105,184	123,318	141,688
保証承諾（市）	58,395	53,734	58,890	100,353	58,563
代位弁済（市）	1,253	1,148	1,485	2,291	2,828
代位弁済率（市）	1.29	1.13	1.41	1.86	2.00
〃（全国）	1.49	1.46	1.71	2.06	1.88
回 収 率（市）	13.82	11.84	9.97	6.96	5.71
〃（全国）	9.00	9.49	9.02	7.99	7.53

（「信用保証協会諸統計資料」社団法人全国信用保証協会連合会より）

(注) 1. 代位弁済率=代位弁済（元利計）÷保証債務平残

2. 回収率=回収（除く償却求償権分）÷（期首求償権+期中代位弁済）

代位弁済率、回収率について、全国平均と比較した結果、次のことがいえる。

- a. 代位弁済率は過去10年間全国平均を下回っていたが、11年度は全国平均を上回った。これは、保証債務残高の4割強を占める繊維・建設業関係等の大口倒産が多発したことによる。
- b. 回収率は全国平均をほぼ上回っていたが、10年度、11年度は全国平均を下回った。これは、破産、無担保保証の代位弁済を原因とする回収困難な求償権の増加による。

3. 監査手続実施結果

(1) 岐阜市の信用保証協会に対する財政援助の状況

岐阜市は、金融施策における信用保証協会の重要性を認識し、その経営基盤の強化のために出捐金や貸付金の運用益等による財政援助を行っている。

(出捐金)

出捐金は、国からの補助金によるものと市単独のものとがあり、国からの補助金によるものは、信用保証協会基金補助金交付要綱（昭和56年1月13日56企庁第1号）に基づき、信用保証協会の経営基盤の強化を図り、併せて倒産関連等特例保険に係る保証促進に資することを目的として市の一般会計を経由して支出されている。

市単独の出捐金は、この5年間においては、平成7年度25百万円、平成8年度から平成11年度は毎年度50百万円が一般会計から支出されている。なお、平成12年度は、25百万円に減額されている。

(貸付金)

市は、信用保証協会に対し低利での貸付を行っており、信用保証協会はそれを運用し利息収入を得ている。11年度においては、そのうちの65%程度が市の貸付金の利息支払となっており、その結果、差額の運用収入の35%程度が信用保証協会の実質収入となっている。

市の出捐金及び貸付金の推移は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
出捐金（累計）	1,283	1,373	1,487	2,303	2,650
貸付金（残高）	9,450	9,895	10,195	10,695	10,600

(不動産)

土地・建物は、信用保証協会と市の共有となっているが、市の持分（下記）は、無償で貸与されている。

土地	明徳町2番地の3筆中2筆	243.72m ²
建物	3階を区分所有	101.97m ²

(その他)

市の信用保証協会に対する財政援助ではないが、市が行っている融資制度は、信用保証協会の保証付融資であるため、低利率ではあるが利率のほかに保証料が必要となる。市ではその保証料について、たとえば、季節特別資金は年0.9%の保証料を全額補填、中小企業振興資金は年0.85%の保証料を1年間補填している。これらの補填金が、平成11年度は、1億66百万円となっている。

(2) 経営効率

ア. 経営効率に関する主要数値の推移

(単位：件、千円、保証債務平均残高は百万円)

項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1人あたり承諾件数（市）	273	236	255	321	215
" (全国)	251	252	260	362	269
1人あたり保証債務平均残（市）	4,055	3,906	4,046	4,743	5,248
" (全国)	4,525	4,657	4,723	5,485	6,867
1人あたり経常収入（市）	46,494	40,098	37,235	42,925	47,511
" (全国)	52,122	48,926	48,671	53,008	62,233
1人あたり経常支出（市）	30,278	23,029	23,023	25,207	28,046
" (全国)	34,012	29,033	29,189	31,187	36,875
1人あたり収支差額（市）	7,756	10,335	5,063	3,907	2,246
" (全国)	5,226	8,416	7,845	6,859	6,316
1人あたり経費（市）	9,736	9,394	9,701	10,347	10,419
" (全国)	13,341	13,490	13,789	14,239	14,293
(1人あたり人件費)(市)	7,559	7,611	7,838	8,548	8,003
" (全国)	9,468	9,637	9,831	10,063	9,965
(1人あたり物件費)(市)	2,177	1,783	1,862	1,799	2,416
" (全国)	3,874	3,853	3,958	4,175	4,328

(「信用保証協会諸統計資料」社団法人全国信用保証協会連合会より)

経営効率に関する数値について全国平均と比較した場合、次のことが特徴としてあげられる。

a. 1人あたり収支差額

9年度以降の全国平均の減少数値に比べ、市の減少幅は、かなり大きくなっている。

9年度は、前年度の50%弱となったが、これは、経常支出が前年度並みであるのに対し、預け金利息等の減少による経常収入の減少および求償権の増加にともなう経常外支出の求償権償却準備金繰入の増加によるものである。10年度は、主として保証債務の増加にともなう責任準備金繰入の増加および求償権償却の増加により、11年度は求償権償却の増加によるものであり、年々収支が悪化してきている。

b. 1人あたり経費

1人あたり経費は、過去5年間全国一低い水準を維持しており、経常支出から信用保険料、借入金利息を除いた業務費は、毎年度、微増程度で推移している。

イ. 保証料の徴収

保証料は、金融機関で貸付金の回収と併せて徴収され、信用保証協会の口座に振り込まれ、金融機関から、入金データと信用保証料送金通知書が送られてくる。このように、保証料の徴収手続は、確実で効率的な方法となっている。

ウ. 経費の支出

経費の支出について、関係書類の閲覧、証拠資料と照合した結果、規程に基づき適正に支出され、また、平成11年度についての支出実績は、おおむね計画より少なくなっている。

(3) 保証業務、審査業務

ア. 保証に関する事業計画

事業計画書

(単位：百万円、%)

項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
計画 保証承諾額	61,700	60,000	52,600	59,900	65,400
実績 保証承諾額	58,395	53,734	58,890	100,353	58,563
実績 ÷ 計画	(94.6)	(89.5)	(111.9)	(167.5)	(89.5)

保証承諾に関する事業計画はおおむね前年度実績をもとに、若干の増減を考慮して決定される。従って、前年度実績と比較して大幅に増減することは原則としてない。

計画と実績の比較、前年との比較を行った結果、平成10年度実績に関し異常値が生じているが、これは、中小企業金融安定化特別保証制度創設に伴う融資増によるものであり問題ない。

イ. 保証、審査に関する事務

保証、審査に関する事務は、以下のような流れとなる。

- ① 保証申込の受付
- ② 保証審査（50百万円以上については、外部の専門家を含む9名の審査委員会で決裁）
- ③ 保証に附帯する抵当権の設定・解除、ならびに変更登記手続
- ④ 保証書の発行
- ⑤ 信用保険の付保
- ⑥ 保証料の算定、徴収

保証業務、審査業務が「岐阜市信用保証協会業務運営規程」「岐阜市信用保証協会審査基準」等に基づき処理されているか抽出して検討したところ、所定の手続に従い、適正に処理されていた。

ウ. 保証料の算定

保証料が「岐阜市信用保証協会保証料徴収規程」「信用保証料徴収要領」等に基づき適正に算定されているか抽出して検討したところ、適正に処理されていた。

(4) 代位弁済、求償権の保全、回収、管理業務

ア. 被保証人の経営状況の把握

保証を行う時点で、信用保証委託申込書（中小企業者等が作成）と、信用保証依頼書（金融機関が作成）の内容を検討している。その他、決算書3期分入手、個人の預金・借入金の状況のチェックを行う場合もある。ただし、保証開始時点にチェックを行うのみであり、それ以降のチェック・管理は、償還延滞明細表を金融機関に送付し、その回答をもらうなど、金融機関に頼っている状況である。金融機関を利用するということは、信用保証協会の規模からして、経済的・能力的に、現実的な対応といえる。

イ. 代位弁済、信用保険金の請求ならびに受領に関する事務

代位弁済に関する手続、信用保険金の請求ならびに受領の手続は、所定の手続に従い、適正に処理されている。

ウ. 求償権の保全、回収ならびに管理

求償権の管理事務の流れは、以下のとおりである。

- ① 求償権の元金・損害金の回収は、5年以内を目途に管理回収する。ただし、保証債務の履行後5年を経過した求償権は、償却されるため、簿外管理する。
- ② 管理票を作成し、督促状況・交渉経過・回収状況等を記録する。
- ③ 回収用の担保・所有不動産一覧表を作成管理する。
- ④ 担保の解除及び変更は、債務者・連帯保証人全員から原則同意書を徴求する。
- ⑤ 分割弁済を約定した場合、契約書・念書入手する。
- ⑥ 求償権回収による領収書の発行は、協会が定めた求償権回収専用のものを使用し、入金と同時に発行する。
- ⑦ 損害金・延滞保証料は、別に定める料率により徴収する。
- ⑧ 債務者等へ、原則として毎年3月末日基準で残高通知を発行する。
- ⑨ 求償権が完済されたときは、求償権元帳・管理表に完済の表示を行い、別綴りとする。
- ⑩ 求償権が完済されたときは、債権書類の返還を行い受領証を徴求する。

求償権の保全、回収ならびに管理について、「岐阜市信用保証協会管理・回収業務取扱規程」等に基づき処理されているか検討したところ、適正に処理されていた。

(5) 財務報告

経理基準は、「信用保証協会基本通達」(昭和53年10月31日蔵銀第2932号、53企庁第1719号)の決算経理要領(最終改正平成11年1月29日)で定められている。

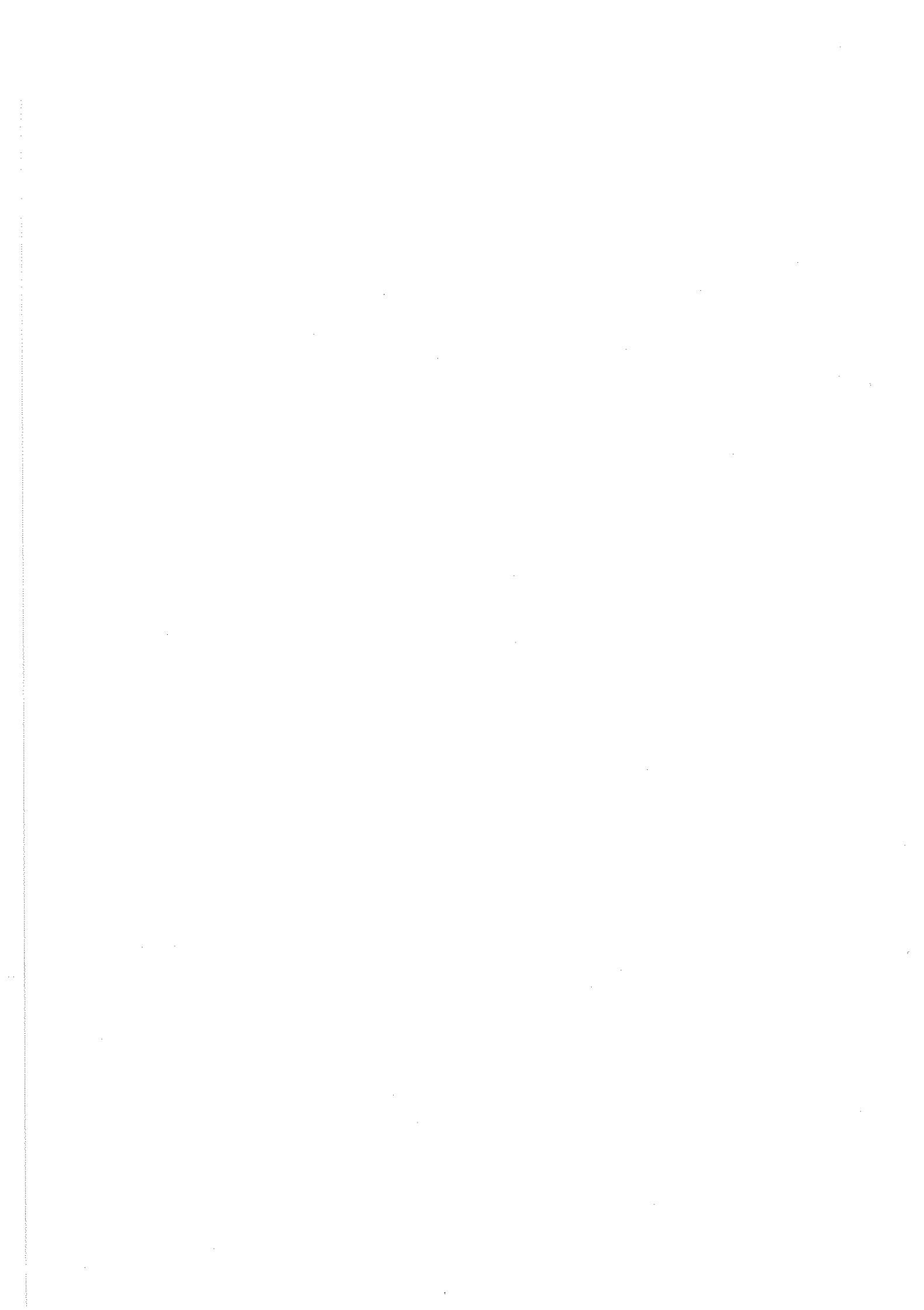
基本的な考え方として、経営の効率化および経営基盤の確立に資するため、期間収支の明確化、経常収支の余裕ある均衡、基本財産および資産の充実の基準に従って適正を期することとされている。

信用保証協会の会計処理ならびに財務報告は上記の経理処理要領に基づき、また、岐阜市信用保証協会定款、業務方法書、業務運営規程、その他の規程等の会計処理等の定めに従って適正に行われている。

第3 利害関係

包括外部監査の対象とした事件（テーマ）につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



平成13年2月20日

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

1. 審査業務

(保証審議案件の決裁権限)

保証審議案件のうち、次のものは会長において専決できるとなっている。

- (1) 既保証残高を含めて5千万円以内の保証をするもの
- (2) 5千万円を超えるものであっても、既保証債務の期限到来の同額以内の借替継続の再保証及び特に緊急を要すると認められる保証をするもの

(1)について、5千万円以内の保証は、会長専決となっているが、その件数が多いので、金額基準で専務理事以下に権限委譲を検討する必要があると思われる。

(2)については、継続の場合でも、当初からの条件、資産状況等の変化がありうるので、5千万円を超えるものは審査委員会の決裁事項とする必要があると思われる。

(担保)

保証に際して、申込人の信用、保証人の信用を総合して保全不十分と判断されるときは、担保を徴求するものとされている。担保物件はできる限り不動産、有価証券が望ましいとされているが、近年、土地の値下がりが続いているので、担保割れの危険性が増大している。土地担保で、かつ、保証金額が多額な保証については、何らかの検討が必要と思われる。

2. 代位弁済、求償権の保全、回収、管理業務

(求償権償却)

求償権分類がおこなわれているが、求償権分類と償却基準の関係が明確になっていない。分類を行う以上、関連づけを行うのが妥当である。

以上

